

## 東栄町訓令第14号

### 東栄町庁舎建設等検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 東栄町庁舎の整備等に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な調査及び検討を行うため、東栄町庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 庁舎建設のあり方等の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎の建設位置に関すること。
- (3) 庁舎の建設規模に関すること。
- (4) 庁舎の建設時期に関すること。
- (5) 庁舎建設に関する財源の確保その他建設手段に関すること。
- (6) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 行政区代表
- (4) 各種団体代表
- (5) 公募

#### (任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の答申が完了する日をもって終了する。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明、その他必要な協力を求めることができる。

3 委員長は、委員会の答申に関する事項について、必要に応じ、町長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

東栄町庁舎建設等検討委員会 委員名簿

敬称略

氏 名	備 考
柴 田 吉 夫	東栄町議会 議長
平 賀 英 俊	東栄町議会 副議長
伊 藤 久 代	東栄町議会 総務経済委員長
初 澤 宣 亮	東栄町議会 文教福祉委員長
片 桐 邑 司	御殿区 区長
桂 木 勇	本郷区 区長
熊 谷 廉太郎	下川区 区長
西 尾 重 光	園 区 区長
鈴 田 勝 美	三輪区 区長
一野瀬 忠 義	振草区 区長
亀 山 隆	教育委員会 委員長
石 田 雄 吉	東栄町校長 会長
尾 林 良 隆	東栄町森林組合 組合長
井 筒 睦 治	東栄町商工会 会長
伊 藤 静 男	東栄町文化協会 会長
山 本 保	東栄町体育協会 会長
佐々木 経 人	東栄町民生委員協議会 会長
藤 原 隆	東栄町老人クラブ連合会 会長
原 哲 士	東栄町身体障害者福祉協議会 会長
佐々木 徹	東栄町社会福祉協議会 会長
鈴 木 義 治	せせらぎ会 常務理事
金 澤 みゆき	主任児童委員
黒 柳 孝 夫	学識経験者（愛知大学理事・短期大学部長）
金 指 旦 夫	学識経験者
森 一 人	一般公募
三 崎 順 一	一般公募
渡 邊 忠 司	一般公募
伊 藤 公 子	一般公募
夏 目 章 子	一般公募
西 谷 まゆみ	一般公募